

⑤ 建築物の安全確認

北沢 猛・谷垣弘行

1 派遣計画の策定、事前準備、その他後方支援

震災発生の翌日一月十八日(水)朝、局内緊急会議。「とにかく判定士(震災建築物応急危険度判定士)を派遣することを考えるべきだ」「すぐに準備を」と決定し、災害対策室に連絡を入れた。午後には、神奈川県を通じて建設省から派遣についての打診、依頼があった。当面、民間判定士派遣には、手続き等いくつかの問題があり、本市職員を派遣することに決定。すぐに入選を行い、同日四名に派遣を命じた。現地情報は、被災直後でもまったく不明。宿泊地や交通手段などは建設省で手配することとなった。

十九日(木)には、建設省から第二次派遣の要請があり、さらに四人の入選を決定する。この時点では、第何次までの派遣となるか未定。とりあえず、第五次までの入選を進めた。しかし、第一次隊からは、震災発生後の混乱した状況で地元神戸市も被災者救助等の対応もあり、応急危険度判定の全体計画がはっきりしないまま、判定活動が進められているとの報告があった。

二十一日(土)になり、急遽「兵庫県南部地震建築物応急危険度判定支援本部」(以下

支援本部)の設置が決まり、横浜市も、東京都や神奈川県等とともに本部への要員を派遣し、全体の指揮命令業務を担当することになった。大阪府庁内に判定支援本部ができたのは二十三日(月)。以降、組織的、効率的な判定作業が軌道に乗ることとなった。

また、二十一日の天気は下り坂で、直接神戸市から、降雨による崖崩れの防止のため緊急に「防水ビニールシート、土のう」の提供要請があった。翌日曜日に出動した宅地指導部の職員が、各保管倉庫一斉に手配し、その日のうちに、神戸に向けて配送した。

2 応急危険度判定

応急危険度判定は、被災した建物を訓練された判定士により、緊急的かつ技術的に調査し、その結果を「危険」「要注意」「安全」と三段階に判定して、これを使用者に知らせることで、余震などによる二次災害を防止するものである(図1)。

① 判定士の派遣

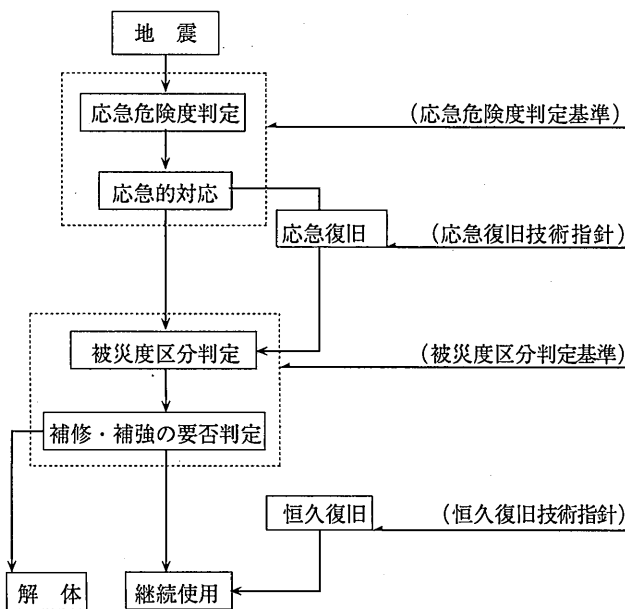
横浜を始めとし神奈川県は、平成四年に判定士制度(「神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱」)をいち早く取り入れた。

他には同制度を持つのは静岡県だけである。

民間建築士を含め、県下で四千五百五十人、市内でも千六百四十人が登録されている(本年一月現在)。こうした実績から、今回震災直後、判定士の派遣及び判定支援本部への人員派遣の要請を受けたものである。

判定士として、一月十九日の第一次隊から第六次隊(二月十日)まで、建築局や区役所建築課の建築技術職員二十二人を派遣した。延べ派遣人数は百十人。また、判定支援本

図-1 応急危険度判定の位置づけ



「震災建築物等の被災度判定基準及び復旧技術指針」より

- 1 派遣計画の策定、事前準備、その他後方支援
- 2 応急危険度判定
- 3 応急危険度判定支援本部
- 4 応急危険度判定調査結果について
- 5 現地からの感じ考えたこと

表-1 応急危険度判定士派遣実績表

人数	期間	調査地域	ベース	調査対象等
第1次 4人	(4日間) 1月19日~22日	長田区の一部 灘区の一部	徳島市	用途に拘らず危険な建築物について使用禁止の貼り紙を行う。
第2次 4人	(5日間) 1月24日~28日	長田区の一部	徳島市	共同住宅及び長屋についての応急危険度判定
第3次 4人	(5日間) 1月27日~31日	兵庫区の一部 長田区の一部	徳島市	共同住宅及び長屋についての応急危険度判定
第4次 4人	(5日間) 1月30日~2月3日	東灘区の一部	大阪市	共同住宅及び長屋についての応急危険度判定
第5次 4人	(6日間) 2月2日~7日	東灘区の一部 灘区の一部	奈良	共同住宅及び長屋についての応急危険度判定
第6次 2人	(5日間) 2月6日~10日	須磨区の一部	兵庫県 揖保郡	共同住宅及び長屋についての応急危険度判定

表-2 判定士の一日

時刻	行動	時刻	行動
5時	起床	13時	午後作業開始
5時20分	朝食		調査判定
6時45分	ホテルからバスで徳島港へ		徒歩で行動
		16時20分	作業終了
7時30分	徳島港発	16時30分	各組集合、神戸港へ
7時30分	船内で建築研究所から調査	16時50分	神戸港着
~8時45分	票の書き方等について説明を受ける	18時30分	神戸港発
9時30分	神戸港着	20時30分	徳島港着
10時	現場へ出発(徒歩)	21時~	ホテルで夕食
10時30分	現場着、打ち合わせ	21時30分	
10時40分	作業開始	23時~24時	翌日の打ち合わせ
12時30分	公園で昼食	24時30分	就寝

部には、一月二十三日から二月十四日まで、三人の建築局職員を派遣した(表-1)。
前の派遣隊からの報告を次の派遣隊へ伝え、さらに現地で引き継ぎを行うなど準備をしたが、現地状況や判定業務進捗に依り、次々と赴任地や持ち込む資材等の変更も必要となり、情報が不足し混乱した面もある。また、当初は、判定業務の基地(ベース)が徳島市内に設定され、毎日神戸まで高速船で通って作業を行ったが、その後、交通事情の改善に伴って、急遽ベースが大阪に変更となったが、変更が土日で行われ連絡に困るといった一幕もあった。

① 現地での状況
当初は現地では説明も不十分で、派遣要員は自分たちの仕事はどう位置づけられているのか分からない状態だった。その後、判定支援本部の努力により次第に改善されていった。調査現場までの交通手段や被災地内での活動には様々な困難が伴った。例として第三次派遣の二月二十八日の日程を示す(表-2)。
② 判定方法
判定は原則として二人一組で行った。第二次派遣隊からは、対象建築物は共同住宅及び長屋(市営住宅及び県営住宅は除く)である。

具体的な作業工程は「応急危険度調査・判定シート」(日本建築防災協会)に基づき、まず「構造躯体」、次いで「落下物・転倒物」、さらに必要に応じて「建物内」と各区分を調査する。二十数項目のチェックを行った上で、各区分別判定、最終判定へと進める。マニュアルでは一棟の調査時間の目安として二、三十分としているが、規模や被災状況によって相当の時間を要す。
判定結果は「調査済(安全)」「(緑色)」、「要注意」(黄色)、「危険」(赤色)と三種類のステッカー(用紙参照)で表示し、居住者がいる場合には内容を説明の上注意事項を伝える。

危険

(応急危険度判定結果)

この建物に立ち入らないでください。

なお、この建物に立ち入る場合には、建築士に相談し、
応急補強措置等を行った後にしてください。

<p style="text-align: center; font-weight: bold;">注 記</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	<p>判定日時 平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日</p> <p style="text-align: center;">災害対策本部</p> <p>問い合わせ先電話 <input style="width: 100%;" type="text"/></p> <p>または、支援本部 <input style="width: 100%;" type="text"/></p>
---	---

建築物本体の構造に問題がなくても、例えば
塀等が倒壊の恐れがある場合は「危険」とな
るので、ステッカーの注記欄になぜそのよう
な判定になったのかを記入する。マニュアル
上は「危険」となる場合であっても、住民等
への配慮から「要注意」のステッカーを貼る
という現場に即した判断が必要とされた。

④ 実例を通して見た判定実務

・実例一（場所Ⅱ兵庫区、構造ⅡRC造、用
途Ⅱ一階工場、二階から八階共同住宅）

一階が自動車の修理工場となっていたが、
上階は共同住宅となっていたため、調査対象
建築物となった。建物の前で立ち止まると、
すぐ人が出てきて話が始まる。「何の調査で
すか」「危険度の判定の調査です」「判定なら
もうやったよ」

しかし、どんな調査か尋ねるとあいまいだっ
た。そのうち、建物の所有者と思われるや
や年を召した女性が出てきた。どうも仮設住宅
の申し込みのことと勘違いしているらしく
「調査は結構。公園でやっているでしょう」
と言う。それにマンションの損傷のことでは
か言われたくないという雰囲気もあった。

工場の関係者らしい人たちが「建物を見て
もらうだけだから見ておいてもらおうよ」と
言うので、結局「では見てください」となっ
て、やとと作業にとりかかった。外見上は特
に損傷を受けているようには見えなかったが、
一階の修理工場内に入ってみると、壁が落ち
ているところがあり、柱の一部でコンクリー
トが剥離し、鉄筋が見えていた。住宅部分
を見ようと階段室に入ると壁が大きく崩れて穴

があき、鉄筋も露出している。よく見ると、
壁の向こうの柱も帯筋と主筋が露出した状態
となっていた。二階以上は、廊下側の壁に一
部亀裂があったものの構造上の問題となるも
のではなかった。

躯体についての判定は、調査した柱の二〇
%以上が損傷度Ⅳ（ひびわれ幅二ミリ以上が
多数。剥離や鉄筋の露出がかなりの程度など）
だとランクCとなってしまう。この建物の場
合は、十本の柱のうち、損傷度Ⅳが一本、損
傷度ⅢとⅣのあいだぐらいのものが一本であっ
たので、ランクはBとなった。その他、落下
物等の危険はなかったため、最終的な判定は
「要注意」となった。（写真Ⅰ-1、2）

・実例二（場所Ⅱ長田区、構造Ⅱ木造、用途Ⅱ
長屋）

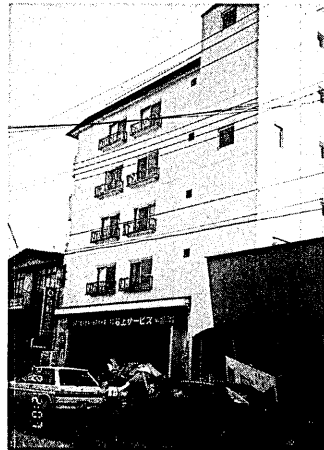


写真1：マンションの全景。一見、被害は感じられない。

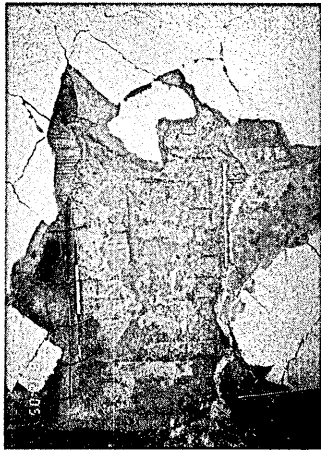


写真2：階段室から見た柱及び壁。損傷度ⅢとⅣの間と考えられる。

建築物を調査していると、女性が「判定です
か。私の家はそこなんですけど、これから回っ
てきますか。見てください」と声をかけてき
た。「これからそちらへも回りますが、共同
住宅の調査中なので、一戸建ての家について
は災害対策本部に連絡してください」と答え
る。しかし「崩れてはいないのですが、住ん
でいて安全かどうかどうしても見てもらいた
い」と必死に言う。その家まで回ってみると、
隣の崩れている家とはつながっていて長屋だっ
たらしいことがわかり、調査に入った。表の
部分は特に損傷はなかった。奥が二階建てに
なっており、後から増築しているものように
に思われた。マニュアル上は内部の調査は必
要ではないのだが、外側からだけで判断でき
ないので、内部調査も行った。奥は一見して
明らかに柱が傾いており、その傾きは二十分
の一を超えていた。二階へは危険で上がれな
い状態であった。

「どうでしょうか」と言うので、柱の傾き
だけから考えても危険であることを伝えた。
ご主人も、危険であることは分かりつつも
「行くところもないし、二階のない部分は大
丈夫でしょうか」と聞く。梁でつながってい
るので安全とは言えないことを説明する。最
最終的に「法的な拘束性はないが、「危険」の
ステッカーを貼ることになります」と断って、
赤いステッカーを貼った。奥さんが「こんな
紙を貼られちゃったことだし、どこかへ避難
しましょうよ」と言うので、ご主人が強い口調
で「言うな」と一言。

ここが大震災の被災地であることを強く印
象づけた一瞬だった。（写真Ⅰ-3、4）



写真4：ステッカーに記入しているところ。



写真3：「危険」のステッカーを貼ったところ。

・実例三（場所Ⅱ兵庫区、構造ⅡRC造、用途Ⅱ共同住宅）

一階が駐車場となっているマンション。ピロティ部分を見たが、階段室部分の壁にクラックが多少あったものの、構造上の問題はなかった。階段を上がると、外廊下の壁に亀裂が入っていた。もう一人が下りて柱の位置を確認し、上の階にいる私に結果を知らせた。廊下に面した柱には異状がなかった。

居住者が「部屋を見てくれ」と言うので、断れずに内部に入った。玄関のドアが閉まらなくなっていた。見ると、スチールドアが曲がって波打っている。地震のときには、テレビが数メートル飛んだものの怪我もなかったのだが、しばらくして玄関を開けようとする開かず体当たりしてもだめだったという。バルコニーから下へ降り、バルルのようなものでこじあけたという。内部には、亀裂らしいものは見当たらなかった。そこで、このマンションについては「調査済」の緑のステッカーを貼り付けた。（写真15、6）

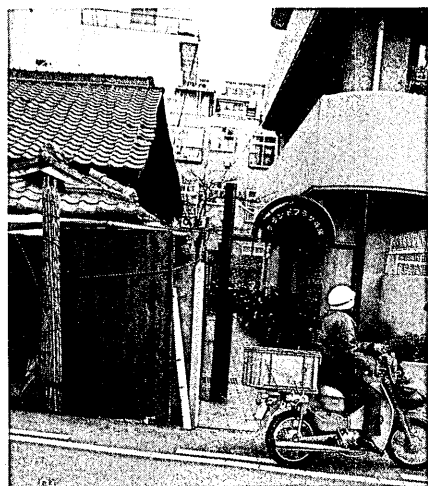


写真5：特に損傷を受けていない。

3 一応急危険度判定支援本部

① 判定計画策定と実施主体

このような判定業務は、本来被災した市町村の災害対策本部が、被害の状況を判断して実施するものであり、その要請によって判定士が派遣されるものである。また、その判定結果についても当該災害対策本部が責任を負うものであり、その後の応急復旧や被災度判定、補修補強などの復興につなげていくものと考えられている。

したがって、判定業務は、市町村災害対策本部の職員（判定コーディネーター）の指揮監督のもとに行われるもので、まず対象地域・対象建築・優先順位の決定や調査計画を策定する。通常二週間を目安に迅速に終える必要がある。適切な数の応援要請から始まり、判定士の輸送や資機材確保や作業計画策定（班編成や割り当て区域、名簿管理）などを行わなければならないとされている。



写真6：調査票でチェックしているところ。

しかし、阪神・淡路大震災では、被災地の範囲が広く、かつ破損した建築が膨大である（破損家屋10万五千五百六十五棟。一月三十一日午後九時四十五分現在警察庁調べ）こと、緊急的に判定を行うためには、全国の自治体から相当数の職員の応援が必要であったこと、かつ被災自治体の当面の課題は救助救援活動であり、判定活動を進めるだけの体制を作る余裕がないことなどの困難な状況があった。また、兵庫県下には、応急危険判定の制度がなかった。

そこで、一月二十三日には、建設省の働きかけで大阪に判定支援本部を設け、各被災自治体と連携をはかりながら、全体計画の立案や実施支援にあたることとなったわけである。二月十四日現在、延べ人日で四千七百二十九人が全国の自治体から派遣された。

② 実施体制づくり

被災直後は十分な判定体制も整わず、公共的建築や周辺への二次災害の危険がある四階以上の建築を対象としたが、混乱もあった。その後、支援本部において、全体計画を策定し、各自自治体災害本部などと調整の上、次のような分担を決めた。

まず、共同住宅（長屋）を優先順位が高いと判断し、全国の行政職員による判定を始める。これは、多くの人命にかかわること、周辺への二次災害の影響が大きいこと、居住者間で判断がばらつくことなどを考慮したものである。

さらに建設省と連携して民間建築士等関係十四団体へ協力を要請し、一月二十七日に戸

建築物の安全確認

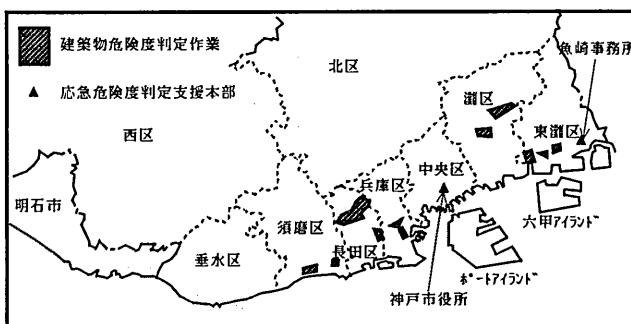
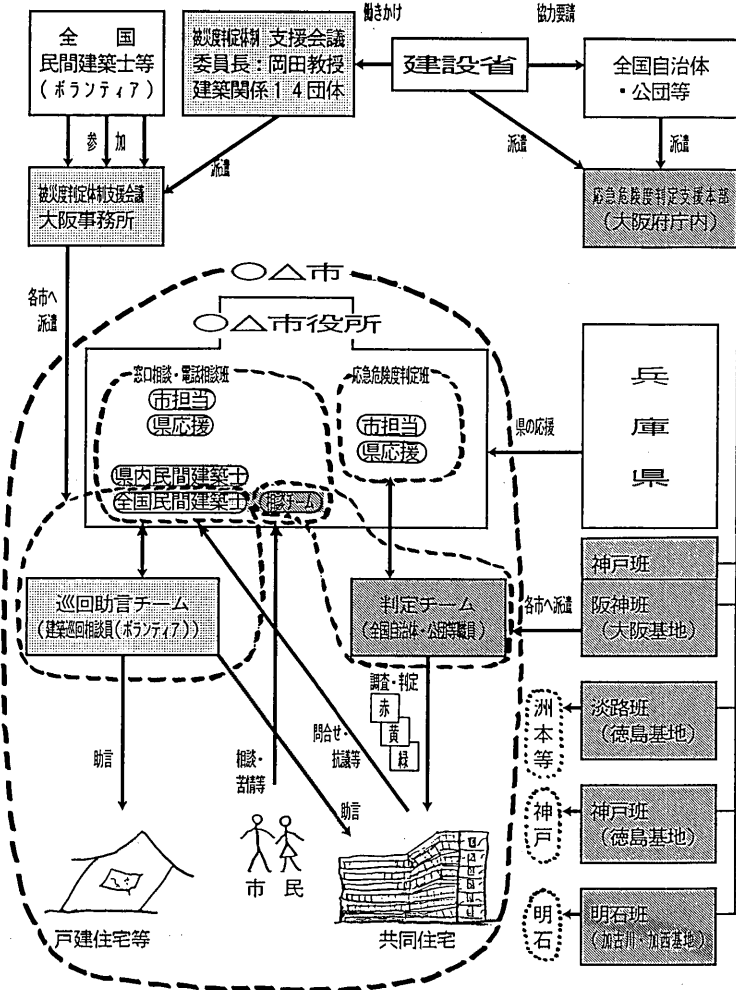


図-2 建築物応急危険度判定及び被災度判定体制モデル図



③ 判定活動支援の実務
 全国から集まった都道府県や市町村の応援判定士は、主として建築行政や営繕などの経験ある職員で、結果として効果的な業務が遂行できた。しかし、派遣されてきた職員の多くが事前に判定業務を知らなかったのも事実である。

そこで、効果的に仕事ができるよう「派遣要請計画」「宿舎など受け入れ」に始まり、前日には「研修」(初めは当日ということもあった)、「調査計画」「資料調達」(十数万枚に及ぶ調査シートなど)、「進捗管理」「各自自治体災害本部との連絡調整」などの業務にあたった。調査判定に問題があれば、すぐに方法の見直しや解説を加え、「Q&A」を策定したりと日々改良を加えながらの進行であった。本部業務とともに、神戸市東灘区・灘区の手続きも進められた。

① 第一段階
 一月十八日から二十二日までの第一段階で、もっとも被害の大きい神戸市内で、倒壊、全壊、半壊などの被災状況を把握し、危険と判断される建築物には「使用禁止」の紙を貼った。

4 一応急危険度判定調査結果について
 また、判定士の使用する資材(特に携帯電話が有効であった)や宿舎、交通手段の確保も問題であった。特に自転車は重要で、近隣の市町村のリサイクル自転車の提供を受けた。しかし、パンクの修理や事務所機能(コピー、トイレ、電話)の確保など、日常では考えられないことで困難が伴い、思わぬ時間がとられた。

調査班チームリーダー(コーディネーター)としても活動した。現地基地を設置して(といっても市営住宅の工事現場事務所)、最盛期には二百人の判定士の方々と神戸市の担当者などと連携して判定活動を行った。現地に要する情報がほとんど集まらず、神戸市担当者とも調査当日の朝、ようやく現地で打ち合わせをもった程度である。神戸市も、私の受け持った地域の判定業務に回せる職員は、二人程度であり、必ずしも現地の状況に詳しい人とは限らなかった。
 現地の状況把握ができないことが最大の問題である。前日に徒歩(後半は自転車も使えた)で調査予定区域を見て、おおよその被災状況や戸数の把握を行うが、現実的には限られた範囲で推測で計画を立てざるを得なかった。

図-3 被災建築物に対する被災度判定及び補修等相談体制

	共同住宅	戸建	オフィス等
第1段階-行政対応 □使用禁止の貼紙(黒紙)	4階以上 (1月18日-22日)		4階以上 (1月18日-22日)
第2段階-福・14団・関係 □行政は協議(赤・黄・緑) □民間は巡回相談等	行政対応 被災度判定支援本部 (1月27日-2月2日) 〒650-8416 TEL 06-545-2445 FAX 06-545-2445	民間14団体対応 (居住・経営・賃貸・修繕) 被災度判定支援会議 〒650-8416 (1月27日-2月2日) TEL 06-545-2445 FAX 06-545-2445	民間企業対応
第3段階-14団体・民間対応 □判定後の補修相談等			
第4段階-通常の体制 □行政・民間による対応	通常の建築士業務(行政サービス・民間の営業行為)による対応		

た。主として、四階建て以上のビル、公共的
 性格の強いものを対象とした。横浜市からの
 四人を含め、建設省、七県、住宅・都市整備
 公団などの職員で構成されたチームで調査を
 行った。この結果「使用禁止」としたものが、
 二千八百二十五件であった。

② 第二段階

続いて、共同住宅を中心とした「応急危険
 度判定マニュアル」に基づく判定業務に移行。
 最終集計結果は出ていないが、二月九日現在
 の数字では、約四万五千件の調査を終了。
 「危険」が約六千件（二四％）、「要注意」が
 約八千八百件（二〇％）に及んでいる（図一
 4・5）。

私が担当した「灘区」や「東灘区」は、建
 物の倒壊による死亡が多かったとされている
 が、とにかくひどい状況で、調査件数は五千
 八百件で、「危険」とされた建築物が千四百
 六十六件（二四・五％）を占めている。この
 数には、倒壊してしまったものは含まれてい
 ない。

戸建てを中心に民間建築士が判定・相談に
 行った数は相当数にのぼるが、現時点では全
 体集計はされていない。二月五日までに支援
 会議が把握した分でも、延べ二千五百人が参
 加し、一万件の相談に対応したと言われてお
 り、自治体が受け付けているものを含めると、
 最終的には膨大な数になると思われる。

5 一現地の活動から感じ考えたこと

① わが国で初めての応急危険度判定活動

全国から多い日は二百人ほどが、私の担当
 地域でも活動していた。派遣された行政建築
 職員は、前日の研修や遠い宿舎、精神的緊張
 や不便な環境にもかかわらず、適切な対応を
 行ったことで大変感謝された。一番心配であつ
 た事故や怪我もなく無事に任務を終えること
 ができ、支援本部として安心した。わが国で
 は初めての経験であつたにもかかわらず、か
 なるの成果を上げたと考えている。

しかし、判定制度はアメリカで整備され、
 その後日本でも導入が始まったが、まだごく
 一部の自治体で採用されているにすぎない。
 また、昨年のノースリッジ地震（ロサンゼル
 ス市）においては、連邦危機管理庁（FEM
 A）や自治体相互や民間建築士団体との連携
 が迅速に行われ、危険度判定の取り組みに大
 きな効果をもたらしたと言われている。わが
 国においても今回の経験を生かして、さらに
 体制づくりを進めておかなければならないと
 痛感した。

② 被災者からの反応

判定業務については、初期の段階では、こ
 の判定活動自体が知られていないため、混乱
 があつたのも事実である。それでも被災後、
 行政技術職員や建築の専門家がその地域に入っ
 たのは多くの場合初めてであり、被災者の方々
 はすぐに熱心に話や説明を聞きたがった。被
 災者の反応はおおむね好意的であつた。被災
 者の判断の助けとなり、また安心感を与える
 ことにも効果があつた。

その後地元新聞などで取り上げられ、周知
 度が増すにつれ、やりやすくなる反面、あら

ゆる相談が判定士に持ちかけられ苦慮する面
 もあつた。

具体的な判定士の声を紹介すると「ぜひ判
 定してほしい」という要望が多かつた。「遠
 くから応援にきたことで感謝された」

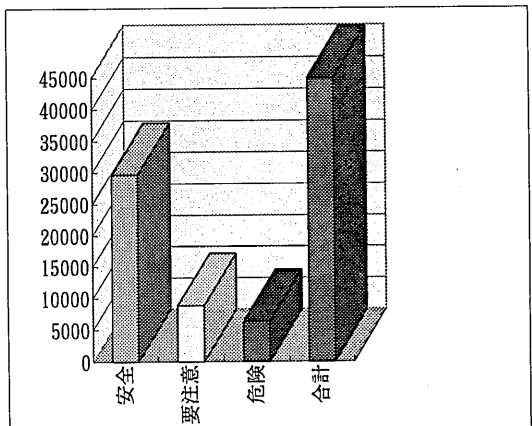
その一面「赤・危険」や「黄・注意」を
 はがすが少ないがいた」「住民というより
 家主が、判定結果を「赤」にしてくれとい
 う話があつた」「戸建て住宅を見てほしいとい
 う要望が圧倒的であり、民間ボランティアや
 市の相談窓口などを説明しても、なかなか離
 してもらえなかつた」「市に電話してもつな
 がらない、来てくれないという苦情もあつた」
 また「赤」とした建物で、一時荷物を出
 すのに入っていないかと言われ困つた」
 さらに「り災証明のため「赤」を貼ってほ
 しいという人がいた。説明をしようやく理解
 を得た」

判定業務の市民への浸透や判定後の復旧や
 補修補強への対応などを日ごろから準備して
 おく必要があると感じた。神戸市の建築相談
 センター、大阪府の住宅相談室など、被災地
 では予想より早く相談窓口が開設されたが、
 相談者が後をたたず、ここでも民間ボランティ
 アの活動がみられたが、一月二十九日打ち合
 わせて訪問したある市では、三千件の相談が
 たまっていた時期もある。

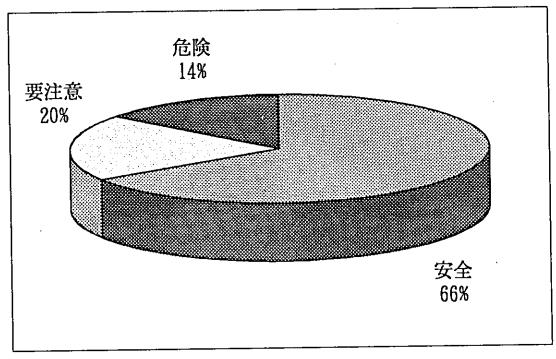
③ ボランティア判定士や判定コーディネー
 ター

調査区域の巡回で、何回か民間ボランティア
 アの建築士にあつたが、熱心に対応していた。
 被災自治体への協力として、全国からボラン

図一4 応急危険度判定結果（件数）



図一5 応急危険度判定結果（比率）



ティアが多数集まって活動している。しかし、そのための体制や資金的負担や保険などまだ制度化されていないため、危険な家屋の調査にあたるには不十分である。さらに多くの判定士を育成していくための環境づくりが急務である。

一方行政側でも、判定業務を円滑に進めるためのコーディネーターの育成を始め組織化が必要である。また、広域災害の場合、他の都市や地域からの応援や支援をどう全体としてまとめていくかが、二次災害を防止する緊急時には重要である。調査計画の立案に始まる一連の業務を、的確に進める体制づくりが必要である。

④ 判定結果のデータベース化と活用

判定結果は、調査シートとその判定をした建物を住宅地図に記載する形で残し、当該市町村に渡した。しかし、被災自治体には人員が確保されておらず、これらを即時に整理（データベース化）することはできない。今回は支援本部にもその機能はなかった。判定後の膨大な、そして様々な内容の問い合わせにこたえるためにも、判定結果を即時にデータベース化する必要がある。

データベース化により、被災者への対応は無論のこと、その後復旧や補修などの相談にも活用できる。さらに、救援活動（物資、避難場所、あるいは仮設住宅）や復興計画へも反映できるはずである。

アメリカでは、判定結果が即時にデータベース化され、その後の避難場所の確保や応急住宅の建設に役立てたほか、災害証明や援助などもリンクした実績があると聞いている。日本では、り災証明は別途の判断で進められており、この応急判定との差を指摘する声が少なくない。

二月七日、神戸市役所（住宅局建築部）を訪れた際に、近く復旧に向け建築確認など通常業務を再開すると聞く。ここまで、不眠不休で働いていた神戸市職員は本当に大変だったと思う。しかし、これから復興まちづくりのため建築制限区域や、新たな条例に伴う届出や事前協議、指導誘導などの業務があり、建築行政だけを見てもこれからも困難が伴う。今後とも協力してほしいという話を聞き、神戸を後にした。（図1-6）

△北沢△建築局企画管理課技術管理担当課長
△谷垣△同課技術管理担当係長

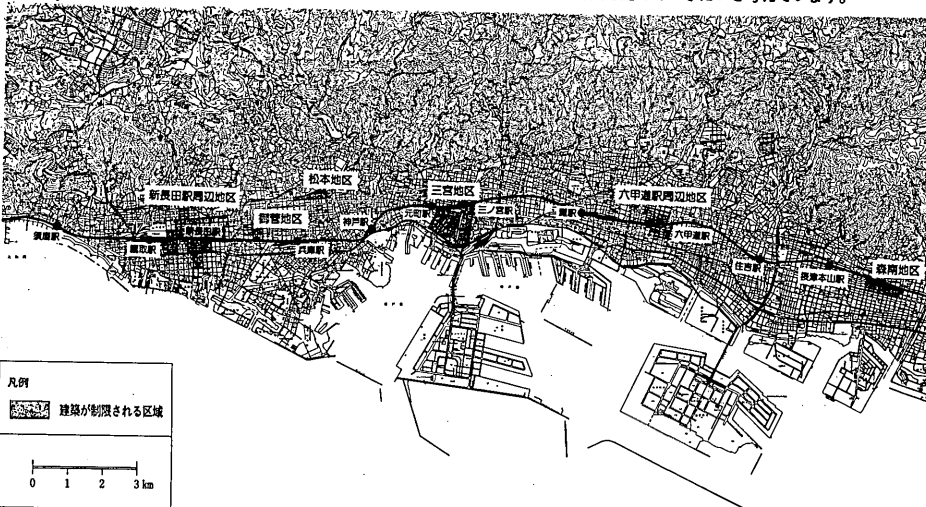
図-6 震災復興まちづくりニュース

震災復興まちづくりニュース(第1号) 神戸市住宅局 都市計画局 平成7年2月5日

震災からの復興に向けて 建築が制限される区域が指定されました

神戸は、1月17日夜明け前の地震によりたいへんな被害を受けました。しかし、市民の皆さんは、再生に向けて歩き出されています。皆さんのこうした動きこそが、神戸の復旧、復興へと実を結んでいくものです。こうした新しい街づくりを市民の

皆さんと共に取り組むために、総合的な市街地、住宅の整備を行ううえで必要な区域については、一定期間、そこで建物を建てることを辛抱していただき、その間に皆さんと共に、災害に強い街づくり計画を定めていきたいと考えています。



建築が制限される区域の指定

指定された区域はどこですか？

(森南地区) (六甲道駅周辺地区) (三宮地区) (松本地区) (御官地区) (新長田駅周辺地区)、以上計6地区です。

詳しくは裏ページの図面をご覧ください。

どういった街づくり計画が予定されていますか？

次のような街づくりが予定されています。そのための話し合いをこれから始めさせていただきます。

- 土地区画整理事業が予定されている区域 (森南地区) (六甲道駅周辺地区) (松本地区) (御官地区) (新長田駅周辺地区)
- 市街地再開発事業が予定されている区域 (六甲道駅周辺地区) (新長田駅周辺地区)
- 地区計画が予定されている区域 (三宮地区)

建物は全く建てられないのですか？

次のような建物は建てることができます。

- ①2階建てまでの木造、鉄骨造り、コンクリートブロック造りなどの建築物
- ②応急仮設建築物、工事用仮設建築物など

いつまで制限するのですか？

平成7年2月17日までです。ただし、さらに1か月延長する場合があります。

問い合わせは、まちづくり区域担当へ

電話 242-2131

場所 サンボーホール2階

(中央区浜辺通5丁目・貿易センタービルの北隣)

時間 午前10時～午後6時

(当分の間 土・日曜日・祝日も行います)